

## 次期調布市教育プランの策定方針

## 1 策定の目的

- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画
- (2) これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢の変化や令和5年度以降の教育環境を取り巻く課題へ対応
- (3) 次期基本計画、次期教育大綱(第3期)等、市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を計画的に推進

## 2 策定の視点

- (1) 令和5年度以降の4年間を見据えた教育課題への対応
  - 持続可能な社会の創り手の育成(ESD, SDGs), 小・中連携教育の推進, 個に応じたきめ細かな支援の推進(特別支援教育, 不登校児・生徒への支援, いじめ・虐待防止への対応等), GIGAスクール構想を踏まえた学びの充実(ICT教育の推進等), コミュニティ・スクールの導入推進(地域人材の活用等), 小学校における学級編制標準の引き下げ(35人)への対応, 学校施設整備の推進(若葉小・第四中の一体型施設整備等), 生涯学習社会への対応(社会教育施設における取組充実等), 史跡・文化財の保存・活用(国史跡下布田遺跡の整備等) など
- (2) 体系の整理統合
  - 新たな調布市教育委員会教育目標・基本方針(次期教育プラン策定に合わせ決定)を踏まえた施策・事業体系の整理・統合

## 3 計画期間

- 令和5～8年度(4年間)
- ※次期基本計画, 次期教育大綱(第3期)等, 市の各種計画等と整合

【参考:これまでの経緯】

- (1) 平成22～24年度(第1期・3年間)
- (2) 平成25～26年度(第2期・2年間※時点修正)
- (3) 平成27～30年度(第3期・4年間)
- (4) 令和元～4年度(第4期・4年間)

## 4 検討体制

- (1) (仮称)教育プラン策定検討委員会
  - 有識者, 保護者, 学校関係者等による検討委員会を設置しプラン(案)を検討(委員構成案は右表参照)
  - 5～6回程度開催予定
- (2) 教育委員会
  - 定例会等において教育委員から意見の聴取, プラン策定の進捗状況の報告等を経て, プランを決定
- (3) 市長部局
  - 総合教育会議等において, 次期基本計画・教育大綱と整合
- (4) 小・中学校長会
  - 学校現場の意見を聴取
- (5) パブリック・コメント
  - 幅広く市民からの意見を聴取

■(仮称)教育プラン策定検討委員会(案)

No.	区分	委員	人
1	学識経験者	・大学教授	1
2	市民	・公立学校PTA連合会の小学校代表・中学校代表	2
3		・地域学校協働本部 小学校・中学校	2
4		・NPO法人調布心身障害児・者 親の会	1
5		・公募市民	1
6	学校教職員	・市立小学校長会・中学校長会の代表	2
7	社会教育	・社会教育委員	1
8	教育委員会事務局	・教育部長, 教育部次長, 指導室長	3
計			13

## 5 スケジュール

R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
検討委員会設置		検討委員会①		検討委員会②	検討委員会③	検討委員会④		パブリック・コメント	検討委員会⑤	市長部局と連携・整合(総合教育会議等)	
						教育委員会【プラン案】	校長会等意見集約				教育委員会【プラン決定】